

Title	学校事故と教育行政の課題
Author	細井, 克彦
Citation	人文研究. 34 卷 5 号, p.183-207.
Issue Date	1982
ISSN	0491-3329
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学文学部
Description	

Placed on: Osaka City University Repository

学校事故と教育行政の課題

細 井 克 彦

はじめに

1982年9月9日朝、岡山県の小学校2年生の少女が、教室で遊んでいるうちに黒板の横に置いてあった整理戸棚のガラス戸に背中をぶつけ、そのはずみで割れたガラスの破片が突き刺さり、出血多量で死亡するといういたましい事故が発生した。⁽¹⁾このような学校事故は、年々、増加の一途をたどっている。⁽²⁾日本学校安全会が死亡や負傷事故に給付した件数だけでも、1980年度で118万9800件、1981年度は125万件にも及んでいる。

学校事故が社会的な問題になって久しい。成長中の子どもを預かる学校は、平和で安全であってこそ、本来の教育機能を果たし得るはずなのだが、増大する学校事故は子どもの教育の現実に憂慮すべき事態が生じていることに対して警鐘を発しているといえる。

ここで、学校事故⁽³⁾とは、一般に学校運営の過程で発生した子ども・生徒等を被害者とする負傷、疾病、廃疾、死亡の人身被害を指すものとする。

学校事故については、特に1970年代の初め以降、さまざまな角度から精力的に研究されている。教育学、教育法学及び法学などの学際的研究によって、事故の実態、原因、責任、救済及び予防などの解明を通じて具体的な問題提起もおこなわれている。⁽⁴⁾現在では、学校事故が単なる偶然や不可抗力で済まされない、あるいは個人の問題に帰せられない、もっと教育の根本に触れる問題を含んでいることも明らかになっている。そして、学校事故は「子どもの安全に教育を受ける権利の侵害状態」⁽⁵⁾という本質理解もなされている。

安全な学校教育は教育の基本でなければならない。その意味で、学校事故が教育行政に何を提起しているかを検討し、その課題を析出することは必要⁽⁶⁾である。勿論これまでに学校事故が教育行政の研究対象として考察されている。それらの成果を前提に、本稿では学校事故裁判の判例を手がかりとして、①被害者に対する補償に焦点をあてて現行法上の問題を検討し、②事故原因への接近とその予防に向けての行政責任を追求する。そして、学校事故は、

教育にとって外在的であるだけでなく、より本質的な問題を提起していることに言及する。

I 学校事故と教育裁判

裁判例の検討に当って、その前提となる説明と分析のための枠組について少しく述べる。

学校事故が裁判で争われるところに、現代日本の教育現実の一面を反映している。わが国の憲法には「国民の教育を受ける権利」(第26条)が明定されているが、学校事故に関する教育法的な特別の法律がないために、被害者は十分な補償を受けることができないだけでなく、事故責任をめぐって教育現場にさまざまな問題を惹き起こしている。こうした状況のもとで、学校事故の発生件数からみれば、極わずかであるが、裁判によって賠償を求めるケースがある。

学校事故に遭遇した被害者には、先の日本学校安全会法による共済給付はあるが、これはあくまでも学校設置者と生徒の父母との負担を基本とする「見舞金」であって、補償の制度ではない。すなわち、それは、「過失責任主義をとる一般の損害賠償をなお前提とし、それによって補われることを予定している制度にすぎない」⁽⁸⁾のである。それ故に、被害者は、現行法上の国家賠償法や民法による損害賠償を求める訴訟を提起せざるを得ない状況が制度的に存在している。

多くの教育裁判がそうであるように、学校事故裁判も単に金銭的救済を求めることだけを目的として提起されるのではない。損害賠償請求裁判という性質上、どうしても金銭の問題に帰着せざるを得ない面を持つが、原告(被害者)側は、止むに止まれない事態から裁判に踏み切り、被害の原状回復が無理な場合でも、子どもたちが二度と生命や、肉体的、精神的被害を被らないための真の補償を願っている。しかし、裁判が現行法制を前提とする限り、判決という形の決着の仕方にも限界はある。学校事故には、現行制度との矛盾のみならず、人間の生命の尊厳そのものとの根本的な矛盾を含んでいるが、なお現状が少しでも改善されることを期した被害者にとって、裁判は最後の手段なのである。

以上のようにみるならば、学校事故裁判は、被害に対する救済という点では現行制度の欠陥を補う役割を持ち得るものであり、判決のあり方によっては、同じ過ちを繰り返えさせないための措置を求めることができる。そし

て、より重要な問題として、学校事故裁判における矛盾は、子どもたちが安全に学校教育を受けることを可能とする条件を課題として社会的に提起するものである。

ところで、学校事故における損害賠償責任には、現行法制上、次のようなケースがある。⁽⁹⁾

- (1) 教職員の故意または過失による事故の場合（民法709条，同715条，国家賠償法1条など）
- (2) 施設，設備の設置・管理の瑕疵による事故の場合（国家賠償法2条，民法717条）
- (3) 子ども同士による事故の場合（民法709条，同712条，同714条，国家賠償法1条など）

学校事故における賠償責任は、被教育者（子ども・生徒等）に対する安全保証義務違反を根拠として統一的に把握することができる。子どもたちは、憲法26条「教育を受ける権利」に基づいて、学校という集団生活の場を通じて成長・発達することになるのだが、その実現過程で発生する人身被害が学校事故である。ところで、子どもたちにとって学校は、①学校管理者が作った教育計画に基づいて教育を受けなければならない、そこで発生する危険を避けることのできない状況に置かれていること、②また判断能力や危険から身を守る能力などが不十分な状態の者を含んで成立していること、③さらに授業科目には、体育科，理科，技術科などの実技，実習をおこない危険をともなう教科があること等、危険を内在させているところである。しかし、子どもたちは勿論、親たちも、学校が安全なところであることを信頼しているのである。それ故に、学校は高度な安全性を要求されるのであり、安全保証義務は子どもたちの「教育を受ける権利」の実現にとって不可欠の要因でなければならない。しかるに、学校事故に対する現行の救済法制では、教育法に基づく制度はなく、一般の損害賠償に適用される民法や国家賠償法に準じている。

学校事故に対する行政責任は、被害者の救済にとっても、また事故責任にかかる現行法上の位置においても、あいまいな形になっている。前者は、日本学校安全会法が学校事故に対する補償制度でないことから明らかであり、それ故に現行法での一般の損害賠償を前提にするのであるが、そのもとでも後者の指摘のごとく行政責任を明確にし得るものではない。したがって、現行法上で行政責任がいかなる位置にあるかを吟味し、その矛盾を明らかにす

ることによって、逆に教育法に基づく新たな救済制度の確立の必要性と、子どもたちが安全に学校教育を受けることができるための教育行政の課題を提起することができる。そこで、損害賠償における先にあげた三つのケースに従って、(1)教職員の責任と行政責任、(2)学校の施設・設備の瑕疵に対する行政責任、(3)子ども同士の事故における行政責任の問題に大別して、次に裁判例を検討することにする。

Ⅱ 裁判例にみる行政責任とその問題

1. 教職員の責任と行政責任

学校事故裁判で教職員が責任を問われるのは、学校の施設・設備の瑕疵による事故を除いて、いわば学校教育制度上の欠陥⁽¹²⁾に基づいて起ったものと考えられる場合と、教職員個人の過失による事故とに分けられる。後者は、前者に起因して発生することが多いのだが、特に教師の教育活動上の不注意によるものを指し、民法709条に従って個人責任が追及される。しかし、公務員教職員で国家賠償法1条1項が適用されれば、先の条項は適用されない。この点で教職員個人の責任をあいまいにすることになる。また学校教育制度上の欠陥には、①学校組織体制上の不備（教職員の定数とその適正な人的配置の不備）、②教育計画の不備（教育予算不足を含む安全措置上の欠陥）などの教育行政をおこなう行政機関の責任に帰するものが多い。この場合も、国家賠償法によって学校設置者（国または公共団体）が賠償責任を負うのであるが、教職員に代って責任をとる形（代位責任説）をとっているので、教職員の過失が前提（過失責任主義）となる。それは、民法715条（使用者の責任）が適用される私立学校の場合もほぼ同様である。ここでは、学校安全体制の不備による事故の問題を検討する。

(1) 学校組織体制の不備

学校では、子どもたちが集団生活するだけでなく、教職員が集団として機能することによってはじめて本来の教育活動が成り立つ。そのためには、必要な部署にそれに相応しい資質と能力を持った教職員が適正に配置されねばならない。そのような教育の基本条件を欠いたために発生したと考えられる事故が増えている。例えば、半田小学校事件(A)や藤園中学校事件(B)はその典型である。

判例(A)は、教室の暖房用ストーブにかけてあったやかんを小使室へ持っていく途中の小学校1年の子どもが転んで火傷を負った事故を扱ったものであ

る。裁判所は、教師の過失の有無を検討した結果、教師に不法行為責任はないと判示した。その中で、「まず学校全体の管理にかかわるストーブの設置方法自体の問題を現場の一教諭に過ぎない被告に帰せしめることは適当でないし、かけ持ち授業により担任のクラス児童に十分目が行き届かなかった点も、被告としては従来の校習に従ったまでのことであり、これを非難するのは当を得ない⁽⁹³⁾」と指摘する。第一に、他のクラスに異常が起きた場合に「かけ持ち授業」をしなければならないという状況は、教職員の絶対数が不足していたことを示唆している。これは、子どもに対する日常的な安全配慮にとっても、その前提を欠いていたことを意味する。第二に、この学校では、ストーブにかけてあるやかんを昼食時に教師が小使室に運ぶ習わしになっており、危険な日常体制が放置されていた。そして、教師が不在であったために子どもが気をきかせて持って行こうとしたのであるが、判決ではその子どもの行為を批判している。しかし、これは小学校1年の子どもの手がやかんに届くようなストーブの設置方法及び状態に安全管理上の欠陥があったというべきで、それを教師の注意を守らなかったとして子どもの側を非難するのであれば、子どもは自発的に何もするべきでないということになりかねない。

判例(B)は、特別教育活動の一環として行なわれていた柔道クラブに参加し、放課後の練習に加わっていた新入生が、練習相手の高校生に投げられた際、畳に頭を打ちつけ、半身麻痺などの重傷を負った事故を扱っている。これはクラブ担当教師が学校関係の会議に出席していて不在中に発生したが、裁判所は、担当教師に過失ありとして、原告の賠償請求を認めた。この裁判で、被告側が、「勤務時間を超えての教育活動については職務上の指導監督の義務はない」と主張したのに対して、「柔道クラブ活動が正規の教育活動である以上たとえそれが教師の勤務時間を超えて行なわれることを通常の形態とするとはいえ、これを実施する限り、指導担当教師は、勤務時間外においてもその職務上の義務として生徒の生命身体の安全について万全の注意を払うべきであり、勤務時間外の故をもってその指導監督を放棄するとせば、柔道練習を止めさせるなどして危険の発生を防止すべき義務がある」と判示した。⁽⁹⁴⁾ここには、クラブの指導教師の実態を無視し、クラブ活動をはじめ教師の教育活動を萎縮させる論理が含まれている。第一に、クラブ指導教師といっても、柔道クラブなら柔道の専門家ないしある程度の熟達者で実技指導をできる者が適切に配置されている状態ではない。本件でも同様であり、担当教師は月に1、2度一般的な注意を与えて、実技指導については学校が委

嘱した者に任せていた。その実技指導者は、午後5時半にならないと来ず、事故当時は不在の時間帯だった。その意味で、生徒に対する日常的な安全管理体制が不十分であったというべきで、その責任を校長や担当教師に帰するのは酷である。第二に、学校側の安全管理体制が確保できないなら、クラブ活動を中止せよというのであれば、教師は安全のために何もしない方がよいということになり、子どもたちの自主的な要求に基づく教育活動を抑える結果になる。

判例(A)と(B)に共通していることは、教育行政の責任をあいまいにしていることである。判例(A)では子どもに、(B)では教師に責任を帰して、学校設置者の賠償責任を認めているだけで、教育行政の責任は不問にされている。すなわち、判例(A)と(B)に共通する子どもの安全管理体制の不十分さは、教職員個人や、まして子どもの責任には解消できない学校組織体制の不備に起因している。そして、教職員数を確保し、その適正な人的配置を行い学校運営を円滑かつ安全にすることは教育行政の仕事であるから、それを怠った責任は免れないはずである。

(2) 教育計画の不備

学校の教育計画に子どもへの安全配慮が貫かれないうために教育活動自体に危険を内在することがある。例えば、教育目標が本来の学校教育の目標として相応しくないもの（誤った目標もある）、教育の過程（教育課程を含む）に無理がある場合、あるいは教育予算をはじめ安全のための措置を欠いた場合などであるが、総じて子どもの成長・発達にとって必要不可欠な学校の安全義務の観点から教育計画でないがしろにされる状態である。

教育目標に安全配慮を欠く内容を含んでいて生じたと考えられる事故として布野中学校分校事件(C)を挙げることができる。これは、技術科の授業中、1年生の男子が電気かんなに左手をまきこまれて、4本の指を失ってしまった事故である。被害者からは、村に対し、営造物の瑕疵（国家賠償法2条）と教師の指導の過失（国家賠償法1条）を理由に賠償請求された。これに対して、裁判所は、動産である電気かんなも国家賠償法2条の営造物を構成すると解したが、しかし、「そもそも電気かんなの使用上危険が生ずるのは、定置使用の場合で、しかも小木片を削る場合に危険が大となること」は明らかであり、「他方電気かんなが小木片を削ることを主たる目的として設置されたものでないこと」も明らかであるから、「単に定置使用する場合の安全装置のない電気かんなを備え付けたことあるいは小木片を削るための送材板を

備え付けておかなかったことが直ちに営造物を構成する物的設備の瑕疵とはならない」とした。むしろ、本分校で使用していた技術科教科書や文部省作成の『技術科，家庭科運営の手びき』に手押かんな盤やこれと同等の電気かんなの定置使用法につき加工材は送材板を用いて送るべきこと，危害予防上小木片は削ってはならないとあるにもかかわらず，教師が安全性を完璧に保障しうる送材板を用いず電気かんなを例外的用法たる定置使用させ，小片を素手で切削するような指導したことは，教師の「注意義務に違反し過失を構成する」と判示した⁽¹⁹⁾。そこで，いくつかの問題が生じる。第一に，電気かんなが営造物を構成するとし，しかもその使用を誤れば危険があることも認定しながら，使用の不備によって生じた事故に対し「物的設備の瑕疵」はなかったとし，管理の瑕疵を含めずに解釈した。これは国家賠償法2条の適用を誤ったものと指摘できる。本件は，国家賠償法2条を適用されてしかるべきだが，教師の過失に責任を求め国家賠償法1条を適用したのである。第二に，教師の指導の過失を生んだ背景として，当時の技術科担当教師の実態を考える必要がある。技術科発足（1958年）に当って，文部省は，従来職業科を担当してきた一級免許を持った教師を対象に，2週間の講習を受講させて，技術科2級の免許を与えてきた。本分校教師（被告）は，職業科1級の免許状を持たないまま講習会（うち木工用工作機械の研修はわずか数日間のみ）を受けて技術科担当となった。だから，当時の技術科教師といえども，電気かんな等にはほとんど未経験で，その危険に気づかなかつたとしても無理はないといわれる。こんな状態で学習指導させたのは行政上の大きなミスで，それを指摘することなしに教師の責任に帰するのは酷である。第三に，重大なことは，電気かんな等の使用は，女子年少者労働基準規則で禁止されているが，それさえ無視したもので，当時すでに関係者から危険を指摘されていた。にもかかわらず，文部省は，全国一斉にいけば強制的にこれらを使用させた。そこでも学習指導要領の法的拘束性が強いことを示したのだが，1967年には国会で問題にされ，翌年の文部省通達で定置式として使用することを厳禁されるまで危険が放置されていた⁽²⁰⁾。それ以後，技術科の事故は大きく減少したといわれる⁽²¹⁾。このように，本件は，教育目標そのものに危険を内在させて，事故を頻発させていたことを示す代表的な判例である。

次に，教育目標を達成する方法に危険が内在して起ったと思われる事故である。これは教師の教育活動上の問題と言ってしまうえばその側面が強いかもしれないが，学校や行政がそれを認めているかどうかによって個人を超えた

レベルの問題が生じる。そのような例として、安房農業高校事件(D)と日大山形高校事件(E)を検討する。

判例(D)は、体育の授業でバスケットボールのパス練習に先立って担当教師が「パスをミスした場合は、必殺宙ぶらりんをやらせる」と警告して練習に入り、女子チームが男子チームにボールを取られた為、教師は女子生徒6名全員に「必殺宙ぶらりん」を命じた。これは生徒を体育館の床から3.1メートルの高さにある2階ギャラリーのコンクリート縁に懸垂させ、教師の合図で一斉に床へ飛び降りさせるものである。その際、女子生徒の1人が、手のしびれのため、転落し、半年以上の入院を要する傷害を受けた。裁判所は、「床上3.1メートルのギャラリーから懸垂させること自体がバスケットボールの共通の目標を達成するための意欲を持たせることと、どの様にかかわるものか甚だ理解し難く、(略)被告本人の供述によれば体育の授業に際し、被告が予めバスケットボールのパスをミスした様な場合には、懸垂をさせる旨を生徒に申し渡していたことが認められること、本件懸垂の方法としての稀有性、異常性等に照らせば、被告の本件懸垂を命じた行為はバスケットボールの目的達成のためというよりは体育授業中の懲戒行為である」とし、「体育授業中における懲戒行為は、(略)直ちに違法があるとはいえない。しかしながら、それは体育授業の本来的目的から外れるから、それを行う必要性があり、その方法が通常行なわれるもの(例えば運動場内のマラソン、うさぎ飛び、正座など)にして社会通念上相当にしてかつ危険を伴わないものたることを要す」と述べ、被告教師には「懲戒の⁽¹⁹⁾限度を超えた違法なものであり、本件事故につき過失がある」と判示した。判例(D)から次のことが明らかである。第一に、この学校では、教育活動上、この種の懲戒行為が当たり前ようになっていたことである。「必殺宙ぶらりん」が危険極まりないことは明らかである。生徒が怪我したのを放置しながら、担当教師は被害者に対し、勝手に入院したので自分が責任をとらされるようになる、と責め立て、裁判でも事故責任を終始否定し、被害者への「慰藉の念を全く感じていない」。また、この高校のスポーツクラブでは「必殺宙ぶらりん」が日常的に使われている。校長・教頭も、被害者が入院したことを知りながら、調査もせず、被告教師からの一方的報告で教師の行為を正当な教育活動の一環として教育委員会に報告、被害者の母親から抗議を受けるまで見舞もせず、警察での取調べの際、生徒に同席して事情を聞いただけで、被害者に対して「遺憾の意」を示したことは一度もなかった。このような学校側の姿勢が本件のような事

故を発生させる土壌になっていた。第二に、学校設置者（県）が国家賠償法1条の解釈を利用して、その責任を認めなかったことである。すなわち、教師の行為は国家賠償法の「公権力の行為」といえないとする旨である。確かに、学校教育を「公権力の行使」と解するかどうかには諸説があるが、この場合、裁判所が「本件は被告の体育実技の授業そのものから生じた事故であり、他の課目と異なり体育実技の授業は教師と生徒は平等の関係になく生徒は教師の指示通りに行動せざるを得ない関係に立つから教師は公権力に準じた力をもって生徒を支配しているというべく」と解し、⁽²⁰⁾ 県の責任を認めたのは妥当と考えられる。県の態度は、客観的に被告教師の行為を認めることであり、教育活動における懲戒行為を助長するものとなる。第三に、判例(D)の論理構成からも明らかであるが、裁判所は教育活動における懲戒行為を学校教育の目的から外れるとしながら、これを否定していないことである。この問題については別の研究を要するので、ここでは事実指摘にとどめる。

判例(E)は、高校1年の生徒が体操部の練習中、つり輪から二回転宙返り（当時としてはウルトラC級）を試みて失敗し、床面のセーフティ・マットに頭部から落下し、「生ける屍」となる傷害を負った事故を扱ったものである。裁判所は、「日大山形高校の体操部活動は国民体育大会、インター・ハイ等に代表選手を出場させることをその一つの目標として行われて来たものであるが、日常の部活動については一般的な計画の樹立の見るべきものがなく、特に生命・身体の安全をそこなう虞れのある体操種目つり輪等についての安全保障対策として精神的にも未熟で冒険心、英雄心等に駆られて自己の技術以上の技をしがちな生徒にこれを抑制させ、又本件事故当日のように国民体育大会に出場予定のレギュラー・グループの編成があったのであるから、下級生のみで編成された他のグループに対する安全配慮としては技術的にも精神的にも優れた上級生ないし他の適当な指導教師を配するか自らこれにあたる等の措置をとってこれを監督し、もって不測の事故の発生を未然に防止し生徒の生命、身体の安全を保持すべき義務があった」が、これを怠った日大山形高校の履行補助者である体操部指導教師に過失があった為、この事故が発生したのだから、「被告日大は原告に対し安全保持義務の不履行によって生じた同人の損害を賠償する義務がある」と判示した。⁽²¹⁾ 高校のスポーツクラブ、特に体操部等では、ウルトラC級の高度な技術を次々に挑戦するいわゆる「オリンピック主義」がしばしば問題になるが、本件もそれに起因した事故である。第一に、スポーツをやる人間なら誰でも高度な技術を身に

つけたいと願うのは当然であるが、その為には系統的で地道な練習と、それに対する安全配慮が万全に計画されていなければならない。しかし、この学校では、そのような体制を日常的に欠いていたのであり、事故発生を未然に防止する条件がなかった。第二に、体操部活動が、結局対外試合を優先する運営になっており、そこから外れた者やそれに至らない1年生などに十分な指導体制もなかった。すなわち体操部活動の目標が国民体育大会などの代表選手を育成することに向けられており、学校教育の本来の目標からすれば逆立ちしているところに基本的な問題がある。生徒たちもそれに向けて練習することになり、自らの技術と安全をも省みない挙に出る土壌が形成されていた。第三に、判例(E)は、生徒と高校との間に在学契約関係が成立することを認め、高校側の債務不履行によって自己責任を課した点で、従来の不法行為⁽²³⁾による教師の過失を使用者が代位して責任をとる形より一步前進している。⁽²⁴⁾しかし、安全保証義務は「その在学契約に付随するもの」としか位置づけられていない点でなお不十分である。

最後に、教育計画の不備によって生じた事故に関して教育委員会の責任をも問題にした橋北中学校事件(F)を検討する。特別教育活動としての水泳訓練が、河口に隣接した海岸で行なわれ、36名の女子生徒が溺死する事故が起きた。そこで親たちは、市に対して、学校教職員及びその監督機関である市の教育委員会に過失があったとして損害賠償を請求し、裁判所はこれを認容した。ここでは、教育委員会の責任について、どのように判断したかを吟味する。「公立中学校の行う特別教育活動としての水泳訓練についてそれが生徒の生命の安全に關することがらからすれば地方教育行政の最高責任を負う教育委員会としては水泳訓練を中学校当局の自主的行事として放任してよい道理はないはずであって(略)市教委のうち主として教育事務に直接関与する指導主事、教育課長等は自ら発した正課として行うようにとの指示に従い、その予算において行われた橋北中学の本件水泳訓練については右中学校の訓練計画に不備がないかどうか、その実施状況が生徒の生命に危険をもたらす虞れはないか等審査視察し、かつ必要な予算措置を講じ、これらについて適切な指導助言⁽²⁵⁾を与え、以って生徒の生命に万全を期すべき注意義務が存する」。以上のように教育委員会の注意義務について判断した裁判所は、(一)本件水泳場の設定場所が滞筋に近接しているところからして、滞についての危険性を強調し、これにつき橋北中学に対し適切な指導助言をなすべきであった。(二)教育委員会は正課として行う水泳訓練については不測の事故に備えて必ず少

くとも一隻の監視船を各学校毎に備えるよう予算措置を講ずべきであった、としこれらを行わなかった「教育委員会の過失責任は免れない」と判示した。⁽²⁸⁾この判例でも、教職員の過失責任を包摂している点で、教育委員会の自己責任を問うたものとはいえないが、そこへの過渡的なものとして教育委員会の過失を認めたことは重要である。現行法でも学校事故裁判において教育行政の責任を問題にできることを示しているからである。

以上のような分析から、次のことが指摘できる。

第一に、文部省の教育施策において安全配慮を欠如したことから、学校の教育活動において事故を頻発させた事実が存在していることである。現在のように国レベルの教育計画が全国の学校レベルで拘束力を持つ状況のもとで、文部省の恣意的な教育施策によって子どもの成長・発達にとって安全が失なわれることのないように警告を発している。これは公共団体や私立学校の設置者のレベルについても同様である。

第二に、教育目標や方法に関わる部分で危険な内容を含むとき、学校事故を発生させることが指摘できる。教育活動における体罰や「オリンピック主義」などが横行している現状では、この点を重視しなければならない。

第三に、現行法では、教育行政の責任を直接に問題にすることは難かしいが、判例(E)のように可能であることも示している。しかし損害賠償裁判における過失責任主義は行政責任を明らかにする為にも、大きな弊害になっている。教職員の責任と行政責任の関係において現行法の矛盾は明らかである。

2. 学校施設・設備の瑕疵による事故に対する行政責任

学校の施設・設備の欠陥によって生じた事故には、戦前（旧法制）にも判例がある。学校事故は戦前にも存在したことを示すものであるが、損害賠償請求できたのは学校施設における事故のみで、それも現在のように憲法17条や国家賠償法2条のごとき国家責任を問う一般的な立法は存在していなかったため、民法717条に基づいて判示された。現行法では、国家賠償法2条（公の営造物の設置又は管理の瑕疵）または民法717条（工作物の設置又は保存の瑕疵）による損害賠償で学校設置者の責任が直接に問われることになる。

裁判になった施設・設備での事故だけでもいくつかの態様がある。ここでは、ひとまず校舎内、校舎外、及び学校外の施設に区別して検討する。

(1) 校舎内の事故

まず、校舎内の事故では、教室窓⁽²⁷⁾、廊下⁽²⁸⁾、階段⁽²⁹⁾、校舎屋上⁽³⁰⁾、体育館天井裏⁽³¹⁾

などととも、教室に設置されたダルマ・ストーブ⁽⁸³⁾などが、その瑕疵による事故で、損害賠償請求を認定された。「公の営造物の設置又は管理の瑕疵」は、判例上どのように考えられているかについて曾根小学校事件(G)を例にみる。これは、「高鬼遊び」という遊びで、小学校三年の男子が傘立てと下駄箱を踏台にし、三階廊下に面した窓によじのぼり、鉄柵に腰をかけて、転落死したものである。「公の営造物の設置又は管理の瑕疵とは、当該営造物の通常の利用者の判断能力や行動能力、設置された場所の環境及び利用状況等諸般の事情を総合考慮したうえで、当該営造物が具体的に通常予想され得る危険の発生を防止するに足りると認められる程度の構造、設備等を欠いている状態をいうのであり、小学校校舎の如き施設については、これを利用する児童の危険状態に対する判断力、適応能力が低いことを顧慮し、特に高度の安全性が要請されているものであり、就中廊下は、児童の遊び場として事実上利用される可能性が極めて強いものであるから、廊下の施設については、その構造はもとより、設置場所についても細心の注意を払わなければならないのである。」⁽⁸³⁾冒険心に富み、判断能力の低い子どもたちが利用する小学校の校舎や体育館の施設・設備については、「特に高度な安全性」を要請していることが一般的に認められる。

では、中学校や高校の場合はどのように考えられるのだろうか。阿佐ヶ谷中学校事件(H)と枚方高校事件(I)をみる。判例(H)は、放課後、教室で作文を書いていた女子生徒が、からかった男子生徒を追いかけ、彼が半開きになっていた防火扉を閉じたのに衝突して顔面に傷害を負った事故で、裁判所は「通常予測しえない」と⁽⁸⁴⁾判示し、防火扉の瑕疵を認めなかった。判例(I)は、放課後、屋上で体操の練習を行っていた女子生徒が、他の生徒のいたずらで靴を柵外に隠されたので取って帰る際に転落死した事故であるが、通常の使用方法を逸脱しない限り安全性に欠けるところはないと判示した。こうした判断の基礎には、中校・高校生には事理弁識能力があること、特に高校生は「ほぼ成人に近い判断能力」⁽⁸⁵⁾を持ち、法的責任能力も備わっているという認識がある。それだけに通常予測される使用方法是、より厳密に判定されると考えられる。しかし、学校である限り、校舎の構造や設備等は、高度な安全性が求められることはいうまでもない。すなわち、子どもの発達の段階や状態に応じた校舎の施設、設備に関する安全基準が必要であることを示唆している。例えば、吹き抜けになっている三階の階段手すりを滑り降りようとした小学校の子どもが転落死した高見小学校事件(J)で、裁判所は、市に対して、

滑り降りないような設備にするか、吹き抜け部分をなくすか、あるいは防護網を取り付けるなどの安全措置にするべきであると判示したが、当市の小学校にはそれまで9校あった吹き抜け部分の階段に本事故後防護網を取り付けている。これなどは遅きに失したとはいえ、特に小学校の安全基準として重要である。

(2) 校舎外の事故

次に、校舎外での事故について検討する。子どもたちが遊び、運動する校庭・運動場等での事故は、その頻度が高くなることはいうまでもないが、そのうち施設・設備の欠陥による事故も枚挙にいとまない。例えば、遊動円棒、鉄棒（以上、旧法制下）回旋塔、雲梯、花壇柵用のヒューム管、観賞用のセメント像、砂場、プール、運動場の設備等が認定されたのに対し、アスファルト運動場、サッカー・ゴールポスト、ハンドボール・ゴール等は国家賠償法2条が適用されなかった。

戦前の旧法制下における寺島小学校事件(K)（大正5年6月1日大審院民事部判決）をみる。同校に設置されていた遊動円棒に乗って遊んでいた小学校3年の子どもが、腐朽していた円棒の挫折によって墜落死したものである。被害者の両親は、市を相手に民法717条によって損害賠償請求し、大審院でも勝訴した。この判決の意義および論理構成の検討は他に研究があるので、本稿の主旨に基づいて、次の点を押えるにとどめる。当該遊動円棒について、学校側は、一時に3人以上乗ることは危険であると、教員からも注意し、その旨の禁止立札を円棒支柱に打ちつけていたが、約10人の子どもたちが乗っていた。そこで被告側は、被害者の行為が禁令に違背するもので、市に責任なしと主張したが、原審では、「(被害者ハ)満九歳余ナリ学歴ハ第三学年ニ達シタルニ過キサレハ智慮浅薄ニシテ是非ノ弁別力ヲ有セサルモノト謂フヘク従テ其禁令ハ私法上ヨリ看レハ被害者(筆者読み替え)及之ト智力ノ同等ナル学生ニ対シテハ禁令タルノ効ナク」と判示し、本判決もこれを支持した。事理を弁える能力に欠ける小学校低学年の子どもには、教師が注意を与えたり、立札を出すだけでなく、施設・設備の安全性こそが大切なのである。だから欠陥がある場合には、建て替えたり、修理・補修することが必要である。それを怠った結果として生じた事故を被害者の責任にすることはできない。

先に挙げた校舎外の事故で国家賠償法2条が適用された徳田小学校事件(L)や津門小学校事件(M)のような例は、授業中の事故である。判例(L)は、小学校

6年の子どもが、授業としての水泳訓練中、プールで溺死した事故で、プールに瑕疵があったとし、判例(M)は、小学校4年の子どもが、同校庭の砂場における体育授業で走り幅飛びをしている最中に、「何か固い異物」に激突し負傷した事故で、砂場の管理に瑕疵があったとして、裁判所が損害賠償請求を認容した。前者は、小学校と中学校の共用プールで「深い部分の水深1.40米といえば、普通の小学校六年生の身長をこえる深さであるから、(略)危険な場所といわなければならない。従って当初からそのような児童を利用対象として設置された本件プールを管理するに当っては、彼等に深部と浅部の境界を認識させ、深部は危険であるからこれに近寄らないよう周知徹底させる手段を講ずべきことはいうまでもないところであるが、更に小学程度ではまだ十分な注意力をこれに期待できないから、(略)遊泳中彼等が誤って深部に赴くことを防止するに足る方法(略)を講じておくべき」であるとする⁽⁵¹⁾とともに、水底を透視できる程度の水を利用しなかった(農業用水を浄化せずに使っていた)ことは、プールの設置または管理の瑕疵に相当すると判示した。後者についても、砂場は外部の者も利用することがあるから、授業などの際に、異物の除去を念入りにすることは管理の基本であって、子どもに任せることではなく、大人が十分に点検すべき安全性確保の問題であると判示した。⁽⁵²⁾

他方、体育実技中の中学校2年の生徒が、ハードルに足をひっかけて転倒し、アスファルト舗装の運動場で頭部を強打して重傷を負った荒川第六中学校事件(N)や、昼休み時間に生徒たちがサッカー遊びをしていた際、鉄鋼製角柱のサッカー・ゴールポストに頭を激突させて死亡した常葉台中学校事件(O)では、運動場やゴールポストの設置・管理に瑕疵はなかったと判示している。ところで、判例(N)は高裁の判決であるが、地裁では、「一般に、自然土に比して、アスファルト或はアスコン舗装がその材質上弾力性において劣り、転倒等による衝撃に対してこれを吸収する能力において劣ることは経験則上明らかなるところであり、(略)体育実技或は休憩時間における運動、遊戯等のため急激な活動をなす中学校の校庭(グラウンド)を、アスファルト或はアスコン舗装とすることはその運動施設としての機能上、安全性の点において欠けるところがあった⁽⁵³⁾」と判示していたのであり、判例(O)では、当該ゴールポストが国際的に通用する蹴球競技規則に適合した競技設備であるなら、中学校設備として瑕疵あるとなし、管理を怠ったものとしての責任を問われることはない⁽⁵⁴⁾と判示して、ゴールポストに緩衝物を着装することすら否定し

たのだが、高裁では、和解という形で一応決着し、その条件の一つとしてゴールポストに緩衝物をつけることを認めさせた。アスファルト運動場にしろ、ゴールポストにしろ、行政の都合によって子どもたちに押しつけることは問題にならない。何も学校の施設・設備に「実社会と無縁な安全地帯⁽⁵⁹⁾」を求めるものでないが、子どもたちは成長・発達の過程にあって、学校は安全なところであるという信頼のもとに精一杯活動するのであり、親もそのことを期待しているのであるから、その特殊性には留意して、行政は安全に万全を期すべきである。

(3) 学校外での事故

校外の施設での事故として小松中学校事件(P)がある。学校の臨海学校に参加していた中学校3年の生徒が、水面約2メートルの飛込台から飛び込み、顔面と胸部を強打して、入院1週間後に死亡した事故で、親が区に対し、飛込台に瑕疵があったとして損害賠償請求した。担当教師は、事故当日、風が強く波が高かったので、飛込台を陸に揚げようとしたが、生徒が希望したので、休息用として、飛び込みを禁じて、1メートルの浅瀬にこれを設置していた。第一審裁判所では飛込台が区の設置した物的施設に包含されるとして国家賠償法2条の適用を認めたが、飛込台をその場所に移し置いたことに瑕疵はなかったとして請求を却けた。判例(P)は、その控訴審である。高等裁判所は、中学校が区長の承認を得て開催した「臨海学校もまた小松中学校の延長であり、区の設置したものといわなければならない」とし「本件飛込台は、まさに被控訴人の設置した営造物であるとなすのが相当であって、その一時的であると借入にかかるとは右に影響を及ぼすものではない」とするとともに、その管理者も被控訴人であると認定して、次のように判示した。

「飛込台自体には何の折損もなかったことは明らかであるが、(略)事故当時水深約1メートルの浅瀬におかれもし台上より海中に飛び込む場合には海底に激突して身体障害を生ずるおそれあった点において、飛込台管理上の瑕疵があったというべきである。」また、「陸上引揚の号令も半数の生徒には徹底しない状況の下においては、飛込台から飛込を禁止する号令も一同に徹底したか否かは疑問といわなければならない、かかる号令を出した故を以て飛込台の安全性の保持にかくところがなかったということはできない。」⁽⁶⁰⁾ 校外における教育活動での施設による事故に国家賠償法2条の賠償請求を認めた判決である。公立学校が、臨海学校で使用するために、一時借入した動産である飛込台を「公の営造物」と認めた論理構成は判旨から明白であり、その設置に瑕

疵があったことも、生徒全員に徹底しない状況の下で行なわれた禁止命令に依拠することなしに判断している。

ところで、動産を「公の営造物」として認定した例は、国家賠償法2条を適用した場合、他にもいくつかあるが、主として私立学校に適用される民法717条の「工作物」には動産が含まれない。したがって、学校の施設・設備の瑕疵による事故でも、国・公立学校と私立学校の場合では、現行法上、格差を生じることにならざるを得ない。

3. 子ども同士の事故における行政責任の問題

子ども同士の間の事故では、子ども本人に責任能力がある場合には民法709条によって賠償責任を課せられることになるが、学校事故の多くは責任能力に欠ける場合がほとんどで、子ども自身に賠償請求することはできない（民法712条）。それゆえ、子どもの両親が監督義務者として（民法714条1項）、または教職員が代理監督義務者として（同2項）責任を負うことになる。その場合、親は子どもの全生活関係にわたって監督義務があるが、教職員は「学校における教育活動およびそれと密接不離な生活関係」に限られるのが通説である。そして、国・公立学校の教職員であれば国家賠償法1条によって、私立学校の場合には民法715条によって、学校設置者が代位責任を負うことになる。

子ども同士の事故は、現行法ではこのような法的関係で処理されるが、その際、行政責任の問題はどのように生じるかを検討することが本節での課題である。

子ども同士の事故は、授業中にも起っているが、多くは休憩時間、清掃時間、あるいはクラブ活動の時間などである。そして、適正規模の学校・学級に比べて、過密マンモス校や過大学級における、しかも校舎・校庭が狭溢(57)かつ整備されない状況のもとで事故が激発していることはよく知られている。

東京のある区立小学校で発生した子ども同士の衝突死亡事故は、「狭い校庭」が誘因した事故として行政責任をも追求して係争中であるが、原告側は、狭溢な校庭（特に運動場）を国家賠償法2条1項「公の営造物の設置又は管理に瑕疵」（及び同旨民法717条）に当たると主張している。この主張が認められれば、画期的な意義を持つものである。特に過密都市の小・中学校は、狭い校地に、十分な運動場も確保しないで放置され、また生徒増に伴い次々と校舎を建増しして、さらに運動場を取り潰すという状況が続いている。

こうした中で学校事故が年々増加していることに注目すべきである。

ところで、学校設置に必要な施設・設備については、学校教育法3条、及び同施行規則1条において、「学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、監督庁の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない」(学校教育法3条)とされ、これを受けて文部大臣が省令をもって各種の学校設置基準(高等学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校、幼稚園)を定め、学校が保有すべき校地、校舎、運動場、その他の施設・設備について最低の基準が規定されている。しかし、義務教育の小学校と中学校についてのみ、このような設置基準が定められてはいない。「これは義務教育について学校設置義務を担う国及び地方公共団体が、設置基準を設けることによってこれに適合しない学校しか設置できない場合に生ずるであろう諸々の問題を、事前に回避せんとする行政の故意ある怠慢(50)と言うべきではないか」と指摘されるのも故なしとしない。

しかし、学校設置基準があり、それに適合していれば十分かという、必ずしもそうではない。それは最低基準を示したものであるが、あたかも最高基準のごとくなっているのが実情である。高校生ともなると、運動量も増え、クラブ活動なども活発におこなう年代である。だが大都市で運動場が二面も三面も確保できる学校は多くない。そこで複数のクラブの練習が同じ運動場で行なわれることがある。危険の少ない種目ならまだしも、危険度の高い競技が偶然にでもぶつかった場合に事故の発生も避けられない。そのような事例として吹田高校事件(Q)がある。高校1年の野球部員が、運動場で守備練習中、その背後で投擲練習をしていた陸上部員の投げたハンマーに当たり、死亡した事故である。裁判所は、野球部と陸上競技部の顧問教師が、練習種目の調整によって危険種目の競合を避けて事故防止に万全を期すべきであったのにこれをせず、また陸上部顧問教師は、練習中の指導も、口頭の注意を与えるにとどまっております、周辺の安全の確認を怠った過失があると判示した。しかし、その前段で、府下の他の高校に比べ狭溢とはいえないが「本件程度の広さの運動場において兩種目の練習を同時に行うことにすでに無理があったといわねばならない」と述べている。狭い運動場で危険な種目の練習を同時に行なったのが悪いと言ってしまうまでもあるが、現在のように全般的に劣悪な施設・設備状況のもとではいずれ起り得る事故であったといえる。

小・中・高校の子ども・生徒は、人生で最も活発で、運動量の多い時期で

あり、身体の成長・発達にとっても重要な時期である。そのような学校段階にある子ども・生徒が、狭い運動場や校舎に放置されることは重大な問題といわねばならない。小学校や中学校にも学校設置基準を設けることは、行政の最低の義務といえる。さらに、国民の手で、学校安全基準⁽⁶¹⁾のようなものを学校段階に応じて作成し、これを行政に課すべきである。

Ⅲ 教育行政の問題及び課題

裁判例の具体的な分析・検討を通じて、学校事故における行政責任について、二つの問題視角から究明してきた。一つは事故原因とかかわる行政責任の所在を明らかにすること、あと一つは事故救済に焦点をあてて現行法の問題を探ること、であった。そこで、ここから析出されるべき教育行政の問題ないし課題を考察しなければならない。

まず、学校事故の原因と態様は多種多様で、まさに事故の数だけあるといえるが、少なくとも行政責任に関して次の事柄は明確になった。

第一に、学校事故は、子どもの成長・発達にとって不可欠の「教育を受ける権利」の実現過程で発生した人権侵害の一形態と捉えられ、その意味で社会的性格を有している。個々の事故に対する責任原因は個人にあることもあるが、学校事故の原因はむしろ学校教育に内在しているのであり、個人に帰し得ない社会的な問題である。すなわち、子どもの「教育を受ける権利」は、どんな教育でも受けさせれば良いというものではない。国や地方公共団体などの学校設置者は、憲法・教育基本法の理念と目的に合った教育の達成を要求されるのであり、そのために万全の施策が必要である。つまり、子ども・生徒等が「心身ともに健康」（教育基本法1条）に育つためには、安全に教育を受ける権利の保障が不可欠であることを、頻発する学校事故は教えているのである。

第二に、学校事故は、教育にとって外在的であるだけでなく、その中身にかかわる問題を提起している。学校事故での死亡はもとより、傷害を負ったとしても、子ども・生徒は教育を受けること自体に障害を生ずるのであり、成長・発達の条件を失うこともある。ひるがえって見るならば、学校事故は、どんな条件のもとで、どんな教育が行なわれていたかを問い直す契機たらざるを得ない。そして、学校事故を予防するために、教育行政の責任は重大である。学校事故は、人的物的諸条件の整備確立の遅れ、あるいは安全配慮の欠如に起因していることが多い。そればかりでなく、教育の目標や方法

に関して、国または公共団体等の施策に不備があったことによって発生した事故も存在する。それ故に、子どもの成長・発達にとって行政の怠慢や恣意は許されないことであり、学校事故は教育行政に発想の転換を求めている。すなわち、子ども・生徒等の発達の段階や状態に応じて、どのような基準と内容で条件整備するかを配慮する必要がある、そのための学校安全基準は、子どもたちにいかなる教育をするかが基本となる。現在のような、憲法・教育基本法を無視した、学習指導要領などによる権力的行政は改められねばならない。そして、教育条件整備については、子どもの成長・発達を保障する観点から捉え直されなければならない。また、人間の尊厳を基礎とする平和と民主主義の教育を基本として、子どもが安全に教育を受ける権利を保障しなければならない。

第三に、学校事故に遭遇した子ども・生徒等の救済は、速やかにかつ完全におこなわれなければならない。子どもたちは、片時も成長・発達を止めない。しかるに、[学校事故は、子どもの発達・成長を阻害することになるから、それに対する補償は迅速かつ完全に行なわれることが必要である。それを親や家族の犠牲にゆだねることはできないはずである。ここでも行政の責任は果たされねばならない。次に、その点を検討する。

学校事故の救済については、現行制度では極めて不十分である。憲法26条「教育を受ける権利」の実現過程で発生した子ども・生徒等の事故に対して、これに相応する救済制度が確立されるべきであるが、それを怠っている行政責任を追求することが必要である。

第一に、日本学校安全会の共済給付制度は事故に対する補償ではなく、しかも不十分なものだから、これに納得できない場合には、損害賠償請求の一般法である民法、または国家賠償法による訴訟を提起しなければならない。しかし、施設・設備の瑕疵による事故を除いて、現行法ではいずれも過失責任主義をとっている。すなわち、公務員の不法行為に基づく損害賠償責任を問う国家賠償法1条が、学校事故に適用される場合には、公務員たる教職員の責任を代位して国または地方公共団体が賠償責任を負うことになっており、逆に公務員教職員の過失が証明されなければ、国または公共団体の賠償責任は生じない。そして、その過失に対する挙証責任は、被害者の側にある。私立学校などの設置者責任を問う民法715条にも同様な問題がある。この過失責任主義によって教育現場に多くの困難が持たせられる。被害者が訴訟をためらう要因になり、またひとたび争訟にはいると教師と生徒・父母等

は対立的にならざるを得ず、非教育的関係を生ずる。また教師の過失が問われることになるので、教師は事故に対して過剰に警戒するため、教育活動自体を萎縮させる傾向も生じている。⁽⁶²⁾

第二に、法技術的にも問題がある。国・公立学校と私立学校との間で適用される法条が異なり、同じ公教育にあって補償内容に不均衡が生じることは重大である。国家賠償法2条の「公の営造物」と民法717条の「工作物」の適用範囲は、その典型である。また、国家賠償法3条2項の「求償権」が公務員教職員に適用されるのは重過失に限られるが、私立学校教職員の場合、故意、重過失、軽過失を問わず、学校設置者から教職員に対し、民法715条3項の「求償権」を行使されることがある。⁽⁶³⁾ 学校事故裁判において、国・公立学校と私立学校との格差を是正する方向で、学校設置者に対する債務不履行（民法415条）による展開も行なわれている。しかし、国・公立学校の場合で、これが適用された例はまだ認められない状況である。しかも、債務不履行論における在学契約の中身として安全保証義務が「付随的なもの」としか見做されていないことは問題がある。さらに、子どもに不注意（過失）があった場合には、損害賠償額から、その割合に応じて「過失相殺」（民法418条及び722条2項）されるが、被害者である子どもの不注意をどう見るかによっては疑問がある。⁽⁶⁴⁾ すなわち、子どもたちは、学校の安全体制が万全であることを信頼して教職員の指導・監督に従っているのであり、そこで不注意があったとしても、子どもの特質を考慮することのない一般的な基準をそのまま適用することに問題は残るのである。

第三に、裁判には、莫大な時間と費用を費さねばならない。例えば、「生ける屍」になったら子どもをかかえた場合には、その家族の精神的・肉体的な負担は想像を絶する。しかも、判決において勝訴するとは限らない。まさに子どもにとって「教育を受ける権利」のみならず、生存する権利を奪われるのである。⁽⁶⁵⁾

このような学校事故の現実と救済制度の未確立に対して、裁判によるだけでなく、学校で起ってはならないはずの事故で被災したことへの救済という観点から、学校事故を「学校災害」と捉え、学校災害の救済と事故発生⁽⁶⁶⁾の防止をめざした学校災害補償法のような立法を国に要求する運動がある。そして、この運動を理論的に支えた法学者、教育学者、および弁護士などの活動に注目する必要がある。⁽⁶⁷⁾

いわゆる「学災法」制定の運動は、学校事故による被災者に対し、無過失

責任主義を基本とした国による補償を実現するための特別な救済制度の創設を要求するものである。その基本理念は、学校災害によって子どもが「成長発達権を失い、または制約された⁽⁸³⁾」こと、あるいは「教育を受ける権利を侵⁽⁸⁴⁾」されたことに対して、完全かつ迅速な補償を行うことである。このような「学災法」の制定は、学校事故とその救済制度の現状からして、緊急を要する国民的課題である。そして、学校事故を防止し、平和で安全な教育の確立のために、教育行政の責任が改めて問われるのである。

<註>

- (1) 毎日新聞（岡山版）、山陽新聞（いずれも1982年9月10日付朝刊）
- (2) 1959年の「日本学校安全会法」によって、「学校安全の普及充実を図るとともに、義務教育諸学校等の管理下における児童、生徒等の負傷、疾病、廃疾又は死亡に関して必要な給付を行い、もって学校教育の円滑な実施に資することを目的と」して設置された。そこから発表された資料によると、学校事故の発生状況は次表のごとくである。

災害共済給付状況・災害発生率と供花料（生花料）支給状況の推移（日本学校安全会資料より）

区分 年度	医療費（負傷・疾病）				廃見 舞金 給付件数	①死 見舞金 給付件数	給付件数 合計	②生花料、 供花料支 給件数	③=①+② 学校の管理 下の死亡件 数
	給付件数	指数	給付率	発生率					
1970	701,153	189	3.55	2.86	387	209	701,749	212	421
1971	726,935	196	3.64	2.94	413	231	727,579	201	432
1972	843,817	228	4.12	3.28	377	205	844,399	223	428
1973	819,306	221	3.93	3.12	373	228	819,907	200	428
1974	852,346	230	3.99	3.17	440	214	853,000	167	381
1975	894,930	242	4.09	3.25	568	247	89,745	191	438
1976	984,959	266	4.39	3.49	659	219	985,837	161	380
1977	1,077,999	291	4.68	3.68	860	211	1,079,070	161	372
1978	1,098,851	297	4.62	3.50	1,176	266	1,100,293	154	420
1979	1,139,317	308	4.67	3.50	1,393	240	1,140,950	173	413
1980	1,188,048	321	4.78	3.55	1,537	241	1,189,826	125	366

- (注) 1 医療費の給付率は、給付件数÷（加入者数－要保護児童・生徒等数）×100である。
 2 発生率とは、医療支給の対象となった負傷・疾病の発生率である。

負傷・疾病給付等件数の推移

年度	総数	小学校	中学校	高 全 日 制	高 校 定 通 制	高 等 専 門 校	幼稚園	保育所	廃 疾	死 亡
1970	701,153	283,784	240,639	141,506	2,586	2,850	15,120	14,668	387	209
1971	726,935	305,202	244,569	138,902	2,516	2,668	16,706	16,372	413	231
1972	843,817	364,969	280,065	151,007	2,402	3,388	20,449	21,538	377	205
1973	819,306	350,962	274,306	143,875	2,079	3,041	21,892	23,151	373	228
1974	852,346	369,652	285,913	143,974	1,987	2,942	23,416	24,462	440	214
1975	894,930	382,993	299,875	155,690	1,922	3,080	24,512	26,858	598	247
1976	984,959	419,411	325,576	176,543	2,014	2,924	27,365	31,126	659	219
1977	1,077,999	456,137	357,220	194,303	2,205	3,649	50,204	34,281	860	211
1978	1,098,851	455,083	371,480	201,742	2,288	3,585	29,943	34,730	1,176	266
1979	1,139,317	458,765	371,809	211,378	2,156	3,710	29,861	34,638	1,393	240
1980	1,188,048	508,148	385,493	222,514	2,052	3,711	30,174	35,956	1,537	241

(『日本教育年鑑』1982年版 ぎょうせい P.169, 170所収より)

但し、上表は学校事故の全容を示すものではない。①大学・短大等での事故、②学校安全会に未加入の学校での事故、③学校安全会からの給付を受けない事故は含まれない。(永井憲一監修『学校安全への提言』1981年東研出版 P.10参照)

(3) 学校事故の定義は、まだ定まったものがない。(平原春好「わが国における学校事故救済法制史」ジュリストNo. 598 1975年10月15日 P.30参照) 日本学校安全会のものは、注(2)のごとく、「義務教育諸学校等の管理下における児童・生徒等の事故」である。ここでは、「管理下」とせず、各学校における活動や状況を全校的かつ主体的に捉える「学校運営」とした。学校事故は事故原因を含む見地であるが、その被災者の救済制度と結びつける言葉として学校災害が使われる。なお、教職員の災害は、公務災害、労働災害となる。(兼子仁・神田修編著『教育法規事典』1979年 北樹出版 P.43参照)

(4) 日本教育法学会は、1973年の総会で「学校事故問題研究特別委員会」を組織して集中的に研究し、その成果を「日本教育学会年報」(有斐閣)などに発表、『学校事故全書』全2巻(総合労働研究所)に一応集成した。また1976年の総会では、「学校事故損害賠償法案」(学賠法)と「学校災害補償要綱案」(学災法)を採択した。

(5) 永井憲一「学校事故の救済法制と問題点」(「季刊教育法」No. 20 1976年 総合労働研究所 P.15)、兼子仁『教育法(新版)』(1978年 有斐閣 P.523)などから、筆者が表現を整理した。

(6) 学校事故の具体例分析に対する教育行政的アプローチ、救済法制史研究、教育条件の安全基準の検討などで成果がある。

(7) 兼子仁『入門教育法』1976年 総合労働研究所 P.209

(8) 同上P.213, 兼子仁『教育法(新版)』P.529

(9) 平原春好「学校事故をめぐる行政責任と教育責任」(「季刊教育法」No. 20 P.63以降参照)

(10) 今村成和「学校事故と法的責任」(「季刊教育法」No.4 1972年 P.17参照)

「安全保証義務」の呼称に関しては、南元昭雄「学校保健法の改正と安全義務」(「季刊教育法」No. 28 1978年 P.91)参照。子ども・生徒が安全に教育をうける権利に対応して、学校設置者は安全義務を負っている。

(11) 今村成和「学校事故と損害賠償」(『教育法学の課題—有倉遼吉教授還歴記念—』1974年 総合労働研究所 P.355)参照。また兼子仁は、ドイツの学校事故損害賠償法制を研究して、学校は「特別に危険をはらんだ施設」と見るべきであると紹介した。(「諸外国における学校事故賠償の法制」ジュリスト No.598 1975年10月15日 有斐閣 P.45)

(12) 利谷信義・池田恒男「教育法と民法」(有倉遼吉『教育法学』1976年 学陽書房 P.65)には、「教育システムの欠陥」とある。

(13) 「判例タイムズ」No. 260 1971年6月 P.297

- (14) 「判例時報」621号 1971年4月1日 P.78
- (15) 「判例時報」519号 1968年7月1日 P.82
- (16) 佐々木享「技術科授業中の負傷と国家賠償」(『教育裁判百選(第二版)』別冊ジュリスト No. 64 1979年 P.128参照)
- (17) 文部省通達「中学校技術・家庭における工作機械等の使用による事故の防止について(1968年2月12日)」(『学校事故全書I』P.437所収)
- (18) 佐々木享「技術教育と児童生徒の災害」(『季刊教育法』No. 4 P.38)
- (19) 文部省内学校事故判例研究会編集『学校事故判例集I』(第一法規) P.245の4
- (20) 矢代利則「学校における教育作用と国家賠償法1条との関係(上)及び(下)」(『判例タイムズ』No. 271 1972年3月 P.22及びNo. 272 同4月 P.6) 古寺慶長「学校事故と国家賠償法」(『判例タイムズ』No. 295 1979年9月 P.26) 参照
- (21) (19)のP.245の9
- (22) 「判例時報」873号 1978年2月21日 P.93
- (23) 南元昭雄「山形・近野君事件」(『法と民主主義』No.121 1977年10月 日本民主法律家協会P.18) 参照
- (24) 「判例時報」873号 P.91
- (25) 「判例時報」446号 1966年6月21日 P.28
- (26) 同上 P.34
- (27) 晴嵐小学校二階教室窓児童転落死事件(『学校事故判例集I』P.678)
- (28) 曾根小学校児童転落死事件(『学校事故判例集I』P.786)
- (29) 高見小学校児童階段転落死事件(『判例時報』676号 1972年10月21日 P.64)
- (30) 畑賀小学校児童校舎屋上転落事件(『学校事故判例集I』P.782)
- (31) 富田小学校体育館天井裏児童転落死事件(『判例時報』827号 1976年11月21日 P.85)
- (32) 新琴似小学校ダルマストーブ事件(『学校事故判例集I』P.790)
- (33) (29)のP.787の3
- (34) 「判例時報」429号 1966年1月11日 P.29
- (35) 「判例時報」615号 1971年2月1日 P.55
- (36) (29)のP.67
- (37) 寺島小学校遊動円棒腐朽挫折児童負傷事件(大審院民事部判決輯録 22巻P.1,088)
- (38) 松本小学校児童鉄棒転落負傷事件(『学校事件判例集I』P.704)
- (39) 三根小学校回旋塔倒壊児童負傷事件(『学校事故判例集I』P.729)
- (40) 大内小学校雲梯転倒児童死亡事件(『判例時報』704号 1973年7月11日 P.77)
- (41) 玉藻中学校生徒ヒューム管下敷負傷事件(『学校事故判例集I』P.746)
- (42) 黒崎東小学校セメント像転倒児童指切断事件(『学校事故判例集I』P.781)
- (43) 津門小学校児童砂場負傷事件(『判例時報』647号 1971年12月1日 P.74)
- (44) 徳田小学校プール児童溺死事件(『学校事故判例集I』P.201)美馬中学校プール集

水管生徒死亡事件（同 P.777の7）西宇治中学校プール排水口生徒溺死事件（『判例時報』755号 1974年11月21日 P.97）

- (45) 夕陽ヶ丘高校テニス部員砲丸投げによる重傷事件（『学校事故判例集Ⅰ』P.474）
- (46) 荒川第六中学校ハードル練習転倒死亡事件（『学校事故判例集』P.242）
- (47) 常葉台中学校生徒 サッカーゴールポスト 衝突死亡事件（『学校事故判例集Ⅰ』P.784）
- (48) 精華中学校ハンドボールポスト転倒死亡事件（『学校事故判例集Ⅰ』P.791の6）
- (49) 雄川一郎「旧法制下における小学校施設の事故と損害賠償」（別冊ジュリスト No.64 P.142）
- (50) (47)のP.1,099
- (51) 『学校事故判例集Ⅰ』P.204
- (52) (49)のP.77
- (53) のP.243の6
- (54) (47)のP.785の2
- (55) (47)のP.785の3
- (56) 『判例時報』40号 1955年1月1日 P.17
- (57) 大阪教組過密と教育研究グループ編『過密都市の教育』1972年 明治図書P.59参照
伊ヶ崎淑彦・三上和夫「大阪・金岡中“クラブ中止宣言”の波紋」（『季刊教育法』No.20 1976年 P.55）
- (58) 曾田多賀「子ども同士の衝突事件（東京・世田谷区）」（『学校事故全書2』 P.308所収）
- (59) 同上 P.314
- (60) 『判例時報』809号 1976年5月1日 P.79
- (61) 伊藤進・金田茂郎編著『子どもの安全白書』1980年総合労働研究所 P.172参照
また兼子仁は、施設設備、教職員勤務条件、学校活動運営体制などの「安全基準」を法規で規定することの重要性を指摘している。（『教育法（新版）』P.501）
- (62) 永井憲一「学校事故と教師」（『必携学校事故ハンドブック』1978年 総合労働研究所 P.5）など参照。また、氏の論文「学校事故問題研究の重要性と理論的課題」（ジュリスト No.598 1975.10.15 P.17）では、この点を学校事故問題研究の重要性の理由の一つとして指摘していた。
- (63) 伊藤進「学校事故の賠償責任と賠償額」（『必携学校事故ハンドブック』P.206）参照。
- (64) 同上 P.222
- (65) 三浦孝啓「わが子に言葉なく——ある学校事故の記録——」1978年 総合労働研究所 参照。
- (66) 1964年埼玉県大宮市議会での政府に対する学業災害補償に関する意見書の決議に端

を發し、1966年には「学災法制定促進全国協議会」を結成して政府に対する働きかけを行っている。1977年には国会に「学校災害に関する小委員会」を作らせ、小委員長案も提案されたが、全会派の一致をみず、法案にまとめることができなかった。

(67) (4)とともに、日本弁護士連合会も衆議院文教委員会の学校災害に関する小委員会に向けて「学校災害補償に関する意見書」を提出した。

(68) 日本弁護士連合会「学校災害補償に関する意見書」(『季刊教育法』No. 24 1977年 P.123 所収)

(69) 日本教育法学会「学校災害補償法要綱(案)」(『学校事務事故全書I』P. 402 所収)